

青森労働局発表
平成31年4月9日

【照会先】

職業安定部 職業対策課
課長 佐藤 正宏
障害者雇用担当 大高 夕佳
TEL 017(721)2003
FAX 017(773)5372

青森県内の民間企業における障害者の実雇用率は2.23%(過去最高)

～雇用障害者数は、15年連続で過去最高を更新～
(平成30年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

障害者の雇用の促進等に関する法律では、障害者の雇用義務がある事業主等から、毎年6月1日現在における障害者(身体障害者、知的障害者及び精神障害者)の雇用状況について報告を求めています。

青森労働局では、このほど、平成30年6月1日現在の同報告に係る管内の状況を集計し、その結果を別添のとおりとりまとめたので公表します。

【集計結果の主なポイント】

- <一般の民間企業(法定雇用率2.2%、45.5人規模以上)>(1,001企業対象)
- 全体の実雇用率は2.23%(対前年比で0.17ポイント上昇、過去最高)となっている。
 - 法定雇用率を達成している企業は530企業で、達成割合は52.9%(対前年比で4.2ポイント低下)となっている。

このような状況を踏まえ、青森労働局としては、民間企業については、その取組状況に応じた雇用率達成指導を厳正に実施することとしている。

特に、新たに雇用義務が生じ障害者雇用の経験・ノウハウのない企業を始めとする障害者雇用0人企業に対しては、各関連機関と連携した支援を積極的に実施していくこととする。

障害者雇用状況報告の集計結果概要

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

一般の民間企業（45.5人規模以上：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は3,475.5人で、前年より、402人（6.1%）増加し、過去最高となった。

雇用者のうち、身体障害者は2,138.5人（対前年比6.1%増）、知的障害者は904.5人（同13.6%増）、精神障害者は432.5人（同65.1%増）と、いずれも前年より増加しており、特に精神障害者が大きく増加した。

一般の民間企業の実雇用率は2.23%（前年2.06%）で、法定雇用率達成企業の割合は52.9%（前年57.1%）であった。

〈まとめP2 第1表、P8 第7表〉

○ 企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、すべての企業規模で前年より増加した。100人～200人未満、200人～300人未満及び1,000人以上規模の企業で全体の実雇用率を上回っているが、45.5人～100人未満、300人～500人未満及び、500人～1,000人未満規模の企業で全体の実雇用率を下回っている。

また、法定雇用率達成企業割合では、100人～200人未満規模企業、200人～300人未満規模企業及び500人～1,000人未満規模企業、1,000人以上規模企業で50%以上となった。

〈まとめP4 第3表、P8 第8表〉

○ 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「生活関連サービス業・娯楽業」以外の全ての業種で、前年以上となった。

産業別の雇用率では、「製造業」（2.29%）、「運輸・郵便業」（2.37%）、「生活関連サービス・娯楽業」（3.35%）、「医療・福祉」（2.79%）の5業種は法定雇用率を上回っている。

〈まとめP6 第5表〉

○ 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業（471企業）のうち、不足数が0.5人または1人で

ある企業（1人不足企業）が76.2%（359企業）を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）が、法定雇用率未達成企業の68.4%（322企業）となっている。

〈P9 第9表〉

平成30年度

障害者雇用状況報告のまとめ

—平成30年6月1日現在—

平成31年4月9日

青森労働局職業安定部

I. はじめに

障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国及び地方公共団体は、次に掲げる一定の割合（以下「法定雇用率」という。）以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を雇用しなければならないこととされ、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、厚生労働大臣に報告しなければならないこととされています。

厚生労働省では、今般、平成30年6月1日現在における同報告を集計し、結果をとりまとめました。青森県の民間企業における障害者の雇用状況等の結果の概要は、次頁以降のとおりです。

※ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用の義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業
 - ・ 一般の民間企業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.2% [2.0%]
（対象企業:45.5人[50人]以上規模の企業）
 - ・ 特殊法人等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.5% [2.3%]
（対象法人:40人[43.5人]以上規模の特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等）
- 国、地方公共団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.5% [2.3%]
（対象機関:職員数40人[43.5人]以上規模の機関）
- 都道府県等の教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.4% [2.4%]
（対象機関:職員数42人[45.5]以上規模の機関）

※（ ）内はそれぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

※ []内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 短時間労働者及び短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間労働者及び短時間勤務職員である精神障害者（平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントととしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者及び短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

Ⅱ. 民間企業における雇用状況

1. 一般の民間企業

(1) 雇用されている障害者の数及び実雇用率

2. 2%の法定雇用率が適用される一般の民間企業数(45.5人規模以上の企業)は1,001企業で、前年に比べ120企業(13.6%)増加し、法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数は156,045.0人で、前年に比べ7,144人(4.8%)増加した。

雇用されている障害者の数は3,475.5人となり、前年に比べて402人(13.1%)の増加となった。この結果、実雇用率は前年に比べて0.17ポイント上昇し2.23%となった。

(第1表、第2表)

第1表 一般の民間企業における障害者の雇用状況

(平成30年6月1日現在)

法定雇用率	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. Dのうち注2の()書きに該当する短時間勤務精神障害者の数	F. 計 A×2+B+C+(D-E)×0.5+E	G. うち新規雇用分			
	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
2.2%	1,001	156,045.0	659	136	1,637	644	125	3,475.5	388.5	2.23	530	52.9
(2.0%)	(881)	(148,901.0)	(629)	(115)	(1,447)	(507)	(-)	(3,073.5)	(286.5)	(2.06)	(503)	(57.1)

(厚生労働省職業安定局集計)

- 注1. ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
2. ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
3. E欄は、D欄の精神障害者である短時間労働者のうち、次の()書きに該当する労働者であり、1カウントとする。
(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)
4. A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
5. G欄「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
6. ()内は平成29年6月1日現在の数値である。

第2表 一般の民間企業における障害者数及び実雇用率の推移

(各年6月1日現在)

年	① 企業数	② 障害者数		③ 実雇用率		④法定雇用率達成企業数		⑤ 全 国 実 雇 用 率
		人	前年比増減	%	前年比増減	企業	割合 ④÷①×100	
平成元年	454	1,100		1.39		192	42.3	1.32
2	465	1,162	62	1.43	0.04	188	40.4	1.32
3	535	1,280	118	1.44	0.01	211	39.4	1.32
4	570	1,379	99	1.48	0.04	237	41.6	1.36
5	579	1,536	157	1.60	0.12	246	42.5	1.41
6	588	1,561	25	1.60	0.00	248	42.2	1.44
7	581	1,601	40	1.64	0.04	249	42.9	1.45
8	570	1,592	△ 9	1.62	△ 0.02	256	44.9	1.47
9	562	1,588	△ 4	1.60	△ 0.02	261	46.4	1.47
10	584	1,563	△ 25	1.54	△ 0.06	247	42.3	1.48
11	681	1,596	33	1.50	△ 0.04	251	36.9	1.49
12	676	1,556	△ 40	1.46	△ 0.04	248	36.7	1.49
13	671	1,583	27	1.49	0.03	257	38.3	1.49
14	662	1,553	△ 30	1.53	0.04	256	38.7	1.47
15	666	1,549	△ 4	1.50	△ 0.03	272	40.8	1.48
16	675	1,612	63	1.52	0.02	290	43.0	1.46
17	694	1,682	70	1.54	0.02	290	41.8	1.49
18	711	1,701.0	19.0	1.52	△ 0.02	298	41.9	1.52
19	702	1,769.5	68.5	1.56	0.04	304	43.3	1.55
20	688	1,827.0	57.5	1.57	0.01	293	42.6	1.59
21	661	1,926.0	99.0	1.65	0.08	292	44.2	1.63
22	666	1,979.0	53.0	1.71	0.06	329	49.4	1.68
23	712	2,131.0	152.0	1.67	△ 0.04	333	46.8	1.65
24	731	2,223.5	92.5	1.70	0.03	347	47.5	1.69
25	831	2,466.5	243.0	1.78	0.08	385	46.3	1.76
26	858	2,592.0	125.5	1.83	0.05	405	47.2	1.82
27	881	2,736.5	144.5	1.89	0.06	454	51.5	1.88
28	872	2,889.0	152.5	1.98	0.09	473	54.2	1.92
29	881	3,073.5	184.5	2.06	0.08	503	57.1	1.97
30	1,001	3,475.5	402.0	2.23	0.17	530	52.9	2.05

(厚生労働省職業安定局集計)

(注) 1 雇用率算定対象障害者数は、次に掲げるものをいう。

昭和63年～平成4年	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者
平成5年～平成17年	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者
平成18年～	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者(短時間労働者は0.5カウント)
平成23年～	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント、短時間労働者は0.5カウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント、短時間労働者は0.5カウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者(短時間労働者は0.5カウント)
平成30年～	平成23年～と同 ただし、精神障害者である短時間労働者の算定方法の見直し有。 (雇入れから3年以内または精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内、かつ平成35年3月31日までに雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した者は1カウント)

2 平成11年から法定雇用率が1.6%から1.8%に引き上げられ、調査対象企業が63人規模以上から56人規模以上企業となった。

3 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があった。

4 平成25年から法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられ、調査対象企業が56人規模以上から50人規模以上企業となった。

5 平成30年から法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられ、調査対象企業が50人以上から45.5人規模以上企業となった。

(2) 企業規模別の雇用状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は「第3表－③欄」のとおり、すべての規模で前年より増加した。

また、法定雇用率達成企業割合では、100人～200人未満規模企業、200人～300人未満規模企業及び、500～1,000人未満規模企業及び、1,000人以上規模企業で50%を上回った。

第3表 一般の民間企業における規模別障害者の雇用状況

(平成30年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②× 100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. Dのうち注2の()書きに該当する短時間勤務精神障害者の数	F. 計 A×2+B+C+(D-E)×0.5+E	G. うち新規雇用分			
	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
規模計	1,001 (881)	156,045 (148,901)	659.0 (629)	136.0 (115)	1,637.0 (1,447)	644 (507)	125 (-)	3,475.5 (3,073.5)	389.0 (286.5)	2.23 (2.06)	530 (503)	52.9 (57.1)
45.5～ 100人未満	554 (436)	35,452.5 (29,684.0)	109 (94)	32 (16)	294 (203)	198 (94)	34 (-)	660.0 (454.0)	99.5 (58.0)	1.86 (1.53)	253 (212)	45.7 (48.6)
100～ 200人未満	246 (249)	30,502.5 (31,248.5)	152 (158)	31 (25)	322 (321)	160 (181)	39 (-)	756.5 (752.5)	79.5 (80.5)	2.48 (2.41)	162 (176)	65.9 (70.7)
200～ 300人未満	89 (87)	19,299.5 (18,813.0)	97 (95)	23 (22)	229 (209)	110 (89)	13 (-)	507.5 (465.5)	49.5 (34.5)	2.63 (2.47)	56 (61)	62.9 (70.1)
300～ 500人未満	62 (60)	20,578.5 (20,172.5)	93 (81)	20 (21)	193 (177)	44 (39)	7 (-)	424.5 (379.5)	46.0 (28.0)	2.06 (1.88)	29 (26)	46.8 (43.3)
500～ 1,000人未満	33 (33)	20,978.5 (20,924.0)	80 (87)	16 (13)	231 (191)	56 (52)	13 (-)	441.5 (404.0)	47.0 (37.5)	2.10 (1.93)	20 (17)	60.6 (51.5)
1,000人以上	17 (16)	29,233.5 (28,059.0)	128 (114)	14 (18)	368 (346)	76 (52)	19 (-)	685.5 (618.0)	67.5 (48.0)	2.34 (2.20)	10 (11)	58.8 (68.8)

(厚生労働省職業安定局集計)

(注)・第1表と同じ

・平成29年の調査対象企業規模は、50人以上である。

(3) 企業規模別における新規雇入れ障害者数の状況

平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に、一般の民間企業に新規に雇入れられた障害者数は389.0人となり、前年と比較して102.5人増加した。

第4表 一般の民間における企業規模別新規雇入れ障害者数の状況

区 分	新規雇入れ障害者数	
	人	構成割合 %
45.5～100人未満	99.5 (58.0)	25.6 (20.2)
100～200人未満	79.5 (80.5)	20.4 (28.1)
200～300人未満	49.5 (34.5)	12.7 (12.0)
300～500人未満	46.0 (28.0)	11.8 (9.8)
500～1,000人未満	47.0 (37.5)	12.1 (13.1)
1,000人以上	67.5 (48.0)	17.4 (16.8)
規 模 計	389.0 (286.5)	100.0 (100.0)

(厚生労働省職業安定局集計)

(注) 1 新規雇入れ者とは、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に雇入れられ平成30年6月1日現在在職している者である。

2 下段()は平成29年6月1日現在の数値であり、企業規模は50人以上である。

(4) 産業別の雇用状況

産業別の実雇用率をみると、製造業(2.28%→2.29%)、情報通信業(1.24%→1.32%)、運輸・郵便業(2.08%→2.37%)、卸売・小売業(1.66%→1.77%)、金融・保険業(1.87%→2.03%)、不動産・物品賃貸業(0.77%→0.92%)、学術研究・専門・技術サービス業(1.36%→1.52%)、宿泊・飲食サービス業(1.85%→1.99%)、教育・学習支援業(1.49%→1.65%)、医療・福祉(2.34%→2.79%)、複合サービス事業(1.77%→1.89%)、サービス業(1.86%→1.96%)で前年より上昇した。

一方、農・林・漁業(1.75%→1.66%)、建設業(2.04%→1.87%)、生活関連サービス・娯楽業(3.56%→3.35%)で前年より低下した。

第5表 一般の民間企業における産業別障害者の雇用状況

(平成30年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. Dのうち注2の()書きに該当する短時間勤務精神障害者の数	F. 計 A×2+B+C+(D-E)×0.5+E	G. うち新規雇用分			
産業計	企業 1,001 (881)	人 156,045.5 (148,901.0)	人 659 (629)	人 136 (115)	人 1,637 (1,447)	人 644 (507)	人 125 (-)	人 3,475.5 (3,073.5)	人 389.0 (286.5)	% 2.23 (2.06)	企業 530 (503)	% 52.9 (57.1)
農・林・漁業	企業 13 (9)	人 1,475.0 (1,259.0)	人 4 (5)	人 0 (0)	人 16 (12)	人 1 (0)	人 0 (-)	人 24.5 (22.0)	人 1.0 (1.0)	% 1.66 (1.75)	企業 7 (6)	% 53.8 (66.7)
建設業	企業 58 (41)	人 4,673.0 (3,710.0)	人 24 (22)	人 2 (2)	人 35 (28)	人 4 (3)	人 1 (-)	人 87.5 (75.5)	人 6.0 (6.0)	% 1.87 (2.04)	企業 24 (20)	% 41.4 (48.8)
製造業	企業 200 (186)	人 38,789.0 (37,589.5)	人 199 (205)	人 11 (12)	人 455 (422)	人 40 (26)	人 7 (-)	人 887.5 (857.0)	人 49.0 (62.5)	% 2.29 (2.28)	企業 119 (119)	% 59.5 (64.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	企業 3 (1)	人 141.5 (51.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 1.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	% 0.71 (0.00)	企業 1 (0)	% 33.3 (0.0)
情報通信業	企業 21 (21)	人 2,465.0 (2,421.0)	人 9 (10)	人 0 (0)	人 13 (10)	人 2 (0)	人 1 (-)	人 32.5 (30.0)	人 4.0 (5.0)	% 1.32 (1.24)	企業 10 (10)	% 47.6 (47.6)
運輸・郵便業	企業 65 (54)	人 7,895.0 (7,387.5)	人 37 (32)	人 9 (5)	人 100 (81)	人 9 (7)	人 0 (-)	人 187.5 (153.5)	人 11.0 (2.5)	% 2.37 (2.08)	企業 35 (34)	% 53.8 (63.0)
卸売・小売業	企業 156 (139)	人 29,980.0 (29,110.5)	人 88 (82)	人 20 (25)	人 276 (249)	人 100 (89)	人 16 (-)	人 530.0 (482.5)	人 58.0 (58.0)	% 1.77 (1.66)	企業 56 (51)	% 35.9 (36.7)
金融・保険業	企業 11 (10)	人 5,924.0 (5,929.0)	人 34 (32)	人 0 (0)	人 50 (46)	人 3 (2)	人 1 (-)	人 120.0 (111.0)	人 13.0 (7.0)	% 2.03 (1.87)	企業 5 (5)	% 45.5 (50.0)
不動産・物品賃貸業	企業 10 (8)	人 1,088.5 (973.5)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 5 (3)	人 2 (1)	人 0 (-)	人 10.0 (7.5)	人 1.5 (1.0)	% 0.92 (0.77)	企業 1 (1)	% 10.0 (12.5)
学術研究・専門・技術サービス業	企業 14 (12)	人 1,120.0 (953.5)	人 5 (3)	人 1 (0)	人 6 (7)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 17.0 (13.0)	人 3.0 (5.0)	% 1.52 (1.36)	企業 7 (8)	% 50.0 (66.7)
宿泊・飲食サービス業	企業 40 (36)	人 4,105.5 (3,885.0)	人 16 (13)	人 5 (3)	人 34 (35)	人 20 (16)	人 1 (-)	人 81.5 (72.0)	人 13.5 (9.0)	% 1.99 (1.85)	企業 24 (23)	% 60.0 (63.9)
生活関連サービス・娯楽業	企業 24 (22)	人 3,251.0 (3,117.5)	人 17 (18)	人 0 (0)	人 69 (70)	人 9 (10)	人 3 (-)	人 109.0 (111.0)	人 3.0 (5.0)	% 3.35 (3.56)	企業 14 (13)	% 58.3 (59.1)
教育・学習支援業	企業 17 (14)	人 2,036.0 (1,879.0)	人 6 (7)	人 0 (0)	人 21 (14)	人 1 (0)	人 0 (-)	人 33.5 (28.0)	人 8.5 (0.0)	% 1.65 (1.49)	企業 7 (6)	% 41.2 (42.9)
医療・福祉	企業 268 (240)	人 37,965.0 (36,140.0)	人 160 (143)	人 73 (57)	人 412 (344)	人 420 (316)	人 90 (-)	人 1060.0 (845.0)	人 187.5 (106.0)	% 2.79 (2.34)	企業 169 (157)	% 63.1 (65.4)
複合サービス事業	企業 20 (15)	人 4,304.0 (4,127.0)	人 22 (19)	人 1 (1)	人 35 (33)	人 3 (2)	人 0 (-)	人 81.5 (73.0)	人 3.5 (7.0)	% 1.89 (1.77)	企業 7 (8)	% 35.0 (53.3)
サービス業	企業 81 (73)	人 10,833.0 (10,368.0)	人 36 (36)	人 14 (10)	人 109 (93)	人 30 (35)	人 5 (-)	人 212.5 (192.5)	人 26.5 (11.5)	% 1.96 (1.86)	企業 44 (42)	% 54.3 (57.5)

(厚生労働省職業安定局集計)

(注) 第1表と同じ

(5) 産業別における新規雇入れ障害者数の状況

平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に、新たに雇入れられた障害者数について産業別にみると、運輸・郵便業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産・物品賃貸業、宿泊・飲食サービス業、教育・学習支援業、医療・福祉、サービス業で増加している。

構成割合をみると、製造業、卸売・小売業、医療・福祉の3業種で全体の75.9%を占めている。

第6表 一般の民間における産業別新規雇入れ障害者数の状況

区 分	新規雇入れ障害者数	
	人	構成割合 %
農・林・漁業	1.0 (1.0)	0.3 (0.3)
建設業	6.0 (6.0)	1.5 (4.3)
製造業	49.0 (62.5)	12.6 (19.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
情報通信業	4.0 (5.0)	1.0 (1.7)
運輸・郵便業	11.0 (2.5)	2.8 (0.9)
卸売・小売業	58.0 (58.0)	14.9 (20.2)
金融・保険業	13.0 (7.0)	3.3 (2.4)
不動産・物品賃貸業	1.5 (1.0)	0.4 (0.3)
学術研究・専門・技術サービス業	3.0 (5.0)	0.8 (1.7)
宿泊・飲食サービス業	13.5 (9.0)	3.5 (3.1)
生活関連サービス・娯楽業	3.0 (5.0)	0.8 (1.7)
教育・学習支援業	8.5 (0.0)	2.2 (0.0)
医療・福祉	187.5 (106.0)	48.2 (37.0)
複合サービス事業	3.5 (7.0)	0.9 (2.4)
サービス業	26.5 (11.5)	6.8 (4.0)
産 業 計	389.0 (286.5)	100.0 (100.0)

(厚生労働省職業安定局集計)

(注) 第4表と同じ

(6) 障害種別における雇用状況

第7表 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	f. 計 a×2+b+c+d×0.5	g. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	f. 計 a×2+b+c+d×0.5	g. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. Dのうち注2の()書きに該当する短時間勤務精神障害者の数	f. 計 a×2+b+c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
民間企業	人 3,475.5 (3,073.5)	人 597 (568)	人 97 (70)	人 783 (753)	人 129 (112)	人 2,138.5 (2,015.0)	人 156.5 (138.0)	人 62 (61)	人 39 (45)	人 593 (516)	人 297 (227)	人 904.5 (796.5)	人 101.5 (90.0)	人 261 (178)	人 218 (168)	人 125 (-)	人 432.5 (262.0)	人 131.0 (58.5)

〔第7表の注〕

- 注 1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のf欄の計である。
 2 ②③のa,c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb,d欄及び④のd欄は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
 3 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
 4 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(e欄該当を除く)については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
 5 e欄は、d欄の精神障害者である短時間労働者のうち、次の()書きに該当する労働者であり、1カウントとする。(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)
 6 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

第8表 障害種別規模別雇用状況

∞

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	f. 計 a×2+b+c+d×0.5	g. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	f. 計 a×2+b+c+d×0.5	g. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち注2の()書きに該当する短時間勤務精神障害者の数	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
規模計	人 3,475.5 (3,073.5)	人 597 (568)	人 783 (70)	人 97 (753)	人 129 (112)	人 2,138.5 (2,015.0)	人 156.5 (138.0)	人 62 (61)	人 593 (45)	人 39 (516)	人 297 (227)	人 904.5 (796.5)	人 102.0 (90.0)	人 261 (178)	人 218 (168)	人 125 (-)	人 432.5 (262.0)	人 131.0 (58.5)
45.5～ 100人未満	人 660.0 (454.0)	人 99 (85)	人 138 (14)	人 30 (113)	人 42 (22)	人 387.0 (308.0)		人 10 (9)	人 104 (2)	人 2 (67)	人 93 (34)	人 172.5 (104.0)		人 52 (23)	人 63 (38)	人 34 (-)	人 100.5 (42.0)	
100～ 200人未満	人 756.5 (752.5)	人 138 (139)	人 176 (23)	人 28 (177)	人 36 (40)	人 498.0 (498.0)		人 14 (19)	人 98 (2)	人 3 (98)	人 67 (68)	人 162.5 (172.0)		人 48 (46)	人 57 (73)	人 39 (-)	人 96.0 (82.5)	
200～ 300人未満	人 507.5 (465.5)	人 89 (87)	人 104 (8)	人 12 (114)	人 20 (12)	人 304.0 (302.0)		人 8 (8)	人 95 (14)	人 11 (76)	人 60 (59)	人 152.0 (135.5)		人 30 (19)	人 30 (18)	人 13 (-)	人 51.5 (28.0)	
300～ 500人未満	人 424.5 (379.5)	人 79 (71)	人 109 (8)	人 10 (109)	人 11 (6)	人 282.5 (262.0)		人 14 (10)	人 55 (13)	人 10 (53)	人 17 (15)	人 101.5 (93.5)		人 29 (15)	人 16 (18)	人 7 (-)	人 40.5 (24.0)	
500～1,000 人未満	人 441.5 (404.0)	人 74 (79)	人 111 (5)	人 8 (94)	人 9 (20)	人 271.5 (267.0)		人 6 (8)	人 76 (8)	人 8 (69)	人 24 (22)	人 108.0 (104.0)		人 44 (28)	人 23 (10)	人 13 (-)	人 62.0 (33.0)	
1,000人以上	人 685.5 (618.0)	人 118 (107)	人 145 (12)	人 9 (146)	人 11 (12)	人 395.5 (378.0)		人 10 (7)	人 165 (6)	人 5 (153)	人 36 (29)	人 208.0 (187.5)		人 58 (47)	人 29 (11)	人 19 (-)	人 82.0 (52.5)	

注 第7表と同じ

(7) 障害者法定雇用率未達成企業の規模別不足状況

第9表 一般の民間における障害者法定雇用率未達成企業の規模別不足状況

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数							③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	
規模計	471 (100.0%)	359 (76.2%)	63 (13.4%)	29 (6.2%)	8 (1.7%)	12 (2.5%)	—	—	322 (68.4%)
45.5～ 100人未満	301 (100.0%)	291 (96.7%)	10 (3.3%)	—	—	—	—	—	288 (95.7%)
100～ 200人未満	84 (100.0%)	48 (57.1%)	26 (31.0%)	10 (11.9%)	—	—	—	—	33 (39.3%)
200～ 300人未満	33 (100.0%)	9 (27.3%)	16 (48.5%)	6 (18.2%)	2 (6.1%)	—	—	—	1 (3.0%)
300～ 500人未満	33 (100.0%)	7 (21.2%)	9 (27.3%)	10 (30.3%)	4 (12.1%)	3 (9.1%)	—	—	0 (0.0%)
500～ 1,000人未満	13 (100.0%)	3 (23.1%)	2 (15.4%)	2 (15.4%)	—	6 (46.2%)	—	—	0 (0.0%)
1,000人以上	7 (100.0%)	1 (14.3%)	—	1 (14.3%)	2 (28.6%)	3 (42.9%)	—	—	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。